

令和 6 年(2024 年) 1 月 12 日

行政事務取扱委員 様

甲賀湖南交通安全協会
湖南支部長 井ノ口 伍堂

甲賀湖南交通安全協会湖南支部の活動に係る協力について（依頼）

平素は、本市交通安全行政に格段のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、甲賀湖南交通安全協会湖南支部では、市民の交通安全意識の高揚や交通事故防止のため、裏面のとおり年間を通じて様々な啓発活動を実施しております。

区長の皆様には、日頃から甲賀湖南交通安全協会の本会および湖南支部の役員としてご協力いただいておりますが、この活動をさらに充実させ、交通安全の普及を推進していくためには、より多くの方にご参加いただきたいと思いますと考えております。

また、当支部の規約において、「理事は、区長の職にあるものもしくは区長が推薦するものとする。」となっており、区長様のご参加が難しい場合は、活動にご協力いただける方を役員としてご推薦いただくことも可能となっております。

つきましては、活動の趣旨をご理解の上、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先
湖南省危機管理局危機管理・防災課
担当 清水・島田
TEL : 0748-71-2311
FAX : 0748-72-2000
Mail : kikikanri@city.shiga-konan.lg.jp

令和5年度甲賀湖南交通安全協会湖南支部の活動について

- 4月2日 湖南省さくらまつり会場での啓発（じゅらくの里）
- 5月11日 春の全国交通安全運動オープニング式・啓発（水口センチュリーホテル駐車場およびアルプラザ水口店舗前）
- 6月1日 湖南支部総会（サンライフ甲西）
- 6月19日 本会通常総会（甲賀警察署）
- 6月29日 湖南支部常任理事会（サンライフ甲西）
- 8月5日 湖南省夏まつり会場での啓発（野洲川親水公園）
- 9月21日 秋の全国交通安全運動オープニング式・啓発（イオンタウン湖南駐車場および店舗前）
- 9月29日 秋の全国交通安全運動啓発（平和堂甲西店（岩根））
- 11月23日 湖南省東海道秋の楽市楽座会場での啓発（イオンタウン湖南駐車場）
- 12月15日 年末の交通安全県民運動啓発（イオンタウン湖南店横信号交差点付近）

甲賀湖南交通安全協会湖南支部

規 約

甲賀湖南交通安全協会湖南支部

甲賀湖南交通安全協会湖南支部規約

第 1 章 総 則

(名称および事務所)

第1条 本支部は、甲賀湖南交通安全協会湖南支部と称し、事務所を甲賀警察署交通課内に置く。

(目的および事業)

第2条 本支部の目的および事業は、甲賀湖南交通安全協会（以下「本会」という。）会則に定めるところによる。

(構成)

第3条 本支部は、支部内に居住する自動車（原動機付き自転車を含む）運転免許所持者、交通関係事業者、交通に関する学識経験者及び本会の趣旨に賛同する各種事業団体ならびに個人をもって構成する。

(下部組織)

第4条 本支部の下部組織として地区、班、青年部、女性部並びに老人部を置くことが出来る。

2 地区の設置に関しては、常任理事会の議を経て支部長が別に定める。

3 班の設置に関しては、常任理事会の議を経て支部長が別に定める。

4 青年部の設置に関しては、支部長が別に定める。

5 女性部の設置に関しては、支部長が別に定める。

6 老人部の設置に関しては、支部長が別に定める。

第 2 章 会 員

(支部会員)

第5条 本支部の支部会員は、本会会則に定める会員とする。

第 3 章 役 員

(役員)

第6条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 5人
- (3) 理事 60人（常任理事を含む）以内
- (4) 幹事 若干名

(役員選任)

第7条 支部長、副支部長は、総会にて支部会員の中から選任する。

2 副支部長のうち1人は、市役所交通安全主管部長がその任につく。

3 副支部長のうち1人は、女性部の部長がその任につく。

4 理事は、区長の職にあるものもしくは区長が推薦するものとする。

5 常任理事は、会員の中から支部長が委嘱する。

6 幹事は、本会の事務局長がその任につく。

(役員 の職務)

第8条 支部長は、本支部を代表し、本支部の会務を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長の指名する順位により、その職務を代理する。

3 常任理事は、常任理事会を構成し、支部の会務の執行にあたる。

4 理事は、総会を構成し、支部の運営及び事業の執行にあたる。また、会員を代表し、支部会議の重要事項を審議するとともに、本会の代議員を選出する。

5 幹事は、支部の会務の執行および会議、その他の事務にあたる。

(役員 の任期等)

第9条 役員は、すべて名誉職とし、その任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 公務員または団体等を代表して役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 評議員

(評議員)

第10条 評議員は、次に掲げる者をこれにあてる。

(1) 支部会員の中から、その代表班ごとに選出された者 280 人以内。

第 5 章 顧問

(顧問)

第11条 本支部に顧問を置く。

2 顧問には、湖南省長、湖南省議会議長及び前支部長をもってこれにあてる。

3 顧問は、支部長の諮問に応じ、又は会議に出席して本支部の事業および運営について意見を述べることができる。

第 6 章 会議

(会議の種類等)

第12条 本支部の会議は、総会、常任理事会とする。

2 総会は、役員をもって構成する。

3 常任理事会は、支部長、副支部長および常任理事をもって構成する。

4 常任理事会は、支部長が招集し、その議長となる。

(会議の定員等)

第13条 会議の構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、委任事項を表示した書面をもって代理人に委任した者は出席とみなす。

2 会議の議事は、出席者の過半数により決定する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会)

第 14 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年 1 回、臨時総会は、役員
の 3 分の 1 以上の要求があったとき及び支部長において必要があると認めるとき支部長が
招集する。

2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 重要な事業計画の承認。
- (3) 役員を選任。

3 この規約に定めるもののほか、議長の選出、その他総会の運営について必要な事項は、
総会においてこれを定める。

(常任理事会)

第 15 条 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案。
- (2) 重要な事業計画等総会の議決を要する事項で、総会を招集するいとまがなく、支部
長が緊急に処理する必要があると認めるとき。
- (3) 総会の議決により委任された事項。
- (4) 定型的、恒例的な事業の実施計画。
- (5) その他支部長が必要と認められた事項。

2 前項第 2 号及び第 3 号について、次の総会で承認を受けなければならない。

第 7 章 雑則

(備付簿冊)

第 16 条 本支部には、次の簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 役員名簿
- (2) 会議書類綴
- (3) 備品台帳
- (4) 表彰者名簿
- (5) 表彰関係書類
- (6) その他支部長が必要と認める簿冊

第 17 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は常任理事会の議を経て支部長が別に
定める。

2 この規約に定めるもののうち、緊急やむを得ないときは、支部長が専決することがで
きる。

3 前項において専決した事項は、次の常任理事会、総会に報告しなければならない。

4 この規約を施行するため、必要な事項については、支部長が別に定める。